

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

令和6年中に新規に受け付けた不当労働行為救済申立事件は1件だった。

なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況		28年	29年	平成30年～ 令和2年	3年	4年	5年	6年	
係 属 状 況	前年からの繰越	0	1	0	0	1	0	0	
	新規申立	1	0	0	1	0	0	1	
	計	1	1	0	1	1	0	1	
	申立人	組 合	1						1
		個 人				1			
		組合・個人							
	新規申立	該 当 号	1						
			2	1					
			3						
			4						
			1・2						
			1・3				1		
			1・4						
			2・3						
2・4									
1・2・3									
1・2・4									
終 結 状 況	取 下 和 解	和解以外の取下							
		和 解	関 与		1		1		
			無 関 与						
	計		1			1			
	移 送								
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済							
		一 部 救 済							
		棄 却							
		却 下							
	計								
終 結 計		1			1				
次 年 へ 繰 越	1	0	0	1	0	0	1		

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

年 区分	29年	平成30年～ 令和3年	4年	5年	6年
100日未満					
100～299日	1				
300～499日			1		
500～699日					
700～999日					
1,000日以上					

第2節 取扱事件一覧

事件 区分	業 種	従業員 (組合員) (人)	求める救済の内容	7条 号別 区分	申立年月日	終結状況 終結年月日
令和 6年 (不) 第1号	医療・福 祉	130 (61)	支配介入の禁止 陳謝文の掲示	2.3	R6.5.13	係属中

(注) 従業員、組合員数は申立時の人数である。

第3節 審査の概要

救済申立ての内容、審査経過等は次のとおりである。

令和6年（不）第1号不当労働行為救済申立事件

(1) 当事者等

申立人 A労働組合
 B労働組合
被申立人 医療法人X（医療・福祉業）
公益委員 井上会長、川村代理、清水泰幸委員、小池委員、竹内委員
参与委員 （労）米谷委員、角田委員
 （使）田村委員、山埜委員

(2) 申立ての概要と請求する救済内容

- ・ユニオン・ショップ協定（以下、ユ・シ協定）は失効しているとの見解を撤回すること
- ・ユ・シ協定の適用から除外されている者をユ・シ協定の対象に加えること
- ・支配介入の禁止
- ・根拠のない中傷への謝罪
- ・陳謝文の掲示

(3) 答弁書の概要

「本件申立てをいずれも棄却する。」との審査を求める。

(4) 審査の経過

令和6年5月13日の申立て後、3回の調査を行い、翌年に持ち越した。

令和6年 5月29日（水）	第548回公益委員会議 ・審査開始の決定
6月24日（月）	第1回調査期日（申立人のみ）
10月 1日（火）	第2回調査期日（申立人・被申立人）
12月12日（木）	第3回調査期日（申立人・被申立人）